

個人情報の共同利用のお知らせ

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、個人情報保護法において、「①共同利用する旨、②共同利用する個人情報(個人データ)の項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人情報(個人データ)管理責任者名もしくは名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報(個人データ)の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報(個人データ)を提供できることとされていますので、次のとおり公表いたします。

高額医療給付に関する交付金事業

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙のレセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

ミツバ健康保険組合

健康保険組合連合会交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合の申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴える材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名もしくは名称について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合の常務理事及び健保連の組合サポート部長です。

事業主と共同で使用する個人情報

1. 健康保険組合では、以下の目的において、事業主と共同で個人情報(個人データ)を使用します。
2. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目について
本人情報(記号、番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、給与振込口座、標準報酬月額、標準賞与額、事業所名称、所属部署、役職、事業所社員コード、メールアドレス等)
3. 本人情報を共同利用する者の範囲について
ミツバ健康保険組合
事業主・人事部門担当者
4. 本人情報を共同利用する者の利用目的について
健康保険組合において、健康保険法に定められた健康保険組合の業務(資格の取得・喪失等)及び保険給付、保健事業等を円滑かつ正確に遂行するため。
5. 本人情報の管理責任者名もしくは名称について
本人情報の管理責任者は、当組合の常務理事及び事業所の人事担当部門の部門長です。